

# 新青少年教育施設整備運営事業 実施方針に関する質問への回答

- ・新青少年教育施設整備運営事業の実施方針に関して、令和元（2019）年6月25日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字又は表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・質問への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた実施方針等の内容の詳細化等を検討した上で、最終的には入札説明書等で提示しますので、御留意ください。

令和元（2019）年7月29日

栃木県

〔実施方針 質問一覧〕

No.	資料	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	実施方針		事業名称	1	1	(1)	ア				開業時の施設名称について、青年或いは、少年等の文字を使用する等の制約はありますか。もしくは一切の制約は無しでよろしいでしょうか。	施設の名称は県が決定することを想定しています。
2	実施方針		業務範囲	3	1	(1)	キ	(イ)	b		維持管理業務として「修繕・更新業務」があるが、大規模修繕計画の策定及び実施は業務範囲に含まれないという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P71の⑧イに記載のとおり、規模の大小に関わらず、本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新の実施は業務範囲に含まれます。
3	実施方針		設計・建設・工事監理業務の対価	3	1	(1)	ク	(ア)	a		一括して支払われる一時金は想定しておらず、全額割賦払いでしょうか。	入札説明書等で示します。
4	実施方針		b開業準備業務の対価	3	1	(1)	ク	(ア)	b		本施設のパンフレット等及びインターネットホームページは開業の1年前までに準備する必要があることから、開業準備費の支払を本施設の供用開始後一括ではなく、これらを準備できた段階での分割支払としていただけないでしょうか。	入札説明書等で示します。
5	実施方針		県が支払うサービス購入料	3	1	(1)	ク	(ア)	c d		c 運營業務の対価 及びd 維持管理業務の対価の支払いは四半期毎に行われるという理解でよろしいでしょうか。維持管理業務の修繕費用は均等払いではなく、事業者が提案した計画払いにして頂くことは可能でしょうか。	入札説明書等で示します。
6	実施方針		(イ)利用者(主催事業実施業務に係る参加者を含む。)から得る収入	3	1	(1)	ク	(イ)			宿泊利用に係る光熱水費の算定根拠を教えてください。また、事業期間中は固定なのでしょうか。	要求水準書(案)添付資料16を参照してください。

No.	資料	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
7	実施方針		募集及び選定の 手順	5	2	(2)					落札者の決定・公表が2020年9月、基本協定の締結が同2020年9月、仮契約の締結が2020年10月と非常にタイトなスケジュールになっております。その期間にSPCの設立などが必要のことから、落札者の決定から事業契約の締結まで2か月程度頂けるスケジュールにして頂けないでしょうか。	御意見として承ります。詳細は入札説明書等で示します。
8	実施方針		入札参加者の 構成等	8	2	(4)	ア	(ア)			2(4)ア(ア)a～eに含まれないFA企業が、SPCに出資をして、SPCから直接業務を請負う場合は「構成企業」という認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
9	実施方針		入札参加者の 構成等	8	2	(4)	ア	(ア)			設計及び工事監理を2社以上のJVで実施することは可能でしょうか。またその場合建設企業が設計や工事監理を実施してもよろしいでしょうか。	前段については、可とします。後段については、建設業務に当たる者が設計業務に当たることは可としますが、実施方針P8の(4)ア(ア)に記載のとおり、建設業務に当たる者と工事監理業務に当たる者を兼ねることはできません。
10	実施方針		入札参加者の 参加資格要件 (共通)	9	2	(4)	イ				2(4)ア(ア)a～eに含まれないFA企業は、2(4)イ「入札参加者の参加資格要件(共通)」を満たしていること、以外の参加要件はないという理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
11	実施方針		入札参加者の 参加資格要件	9	2	(4)	イ				経営管理業務、SPC管理やFA業務を行う企業の参加資格条件は、イ入札参加者の参加資格要件(共通)を満たしていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
12	実施方針		設計に当たる 者(ア)-C及びd- (b)	10	2	(4)	ウ	(ア)	c d	(b)	「延床面積2,000㎡以上の～」とありますが、2,000㎡以上であれば、規模や構造を問わず同一の点数が与えられると解釈してよろしいでしょうか。	入札説明書等で示します。

No.	資料	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
13	実施方針		入札参加者の参加資格要件	10	2	(4)	ウ	(ア) (イ)	c d c	(b)	資格要件の中で「官公庁が発注した公共施設の実施設業務や建設工事の実績」を求められていますが、PPP,PFI事業において事業契約の中で当該業務を実施した場合、あるいは官公庁からの発注先がSPCでSPCから業務発注を受けた場合は、当該実績として認めていただけるということによろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
14	実施方針		(ア)d設計業務全般の管理及び統括を行う管理技術者	10	2	(4)	ウ	(ア)	d	(b)	(b)「官公庁が発注した新築による延床面積2,000㎡以上の公共施設の実施設業務」とは、PFI事業の実績も含むと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
15	実施方針		設計に当たる者 (ア)-d	10	2	(4)	ウ	(ア)	d	(b)	業務に従事した証明として過去案件の証明書類(PUBDIS等)がない場合、自社様式に当時の従事内容を記載し、発注機関の押印を貰えれば証明書類として認められますか。その場合、記載する内容(案件名、担当者の従事内容など)は何か必要ですか。 また、認められない場合PUBDISに変わる証明として何かあればよろしいでしょうか。	可としますが、契約書の写し及び業務内容が参加資格要件に該当することを証する設計書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の写しを証明書類として添付してください。
16	実施方針		工事監理に当たる者 (ウ)	11	2	(4)	ウ	(ウ)			『(ア)設計に当たる者』と同様の要件を満たすこと』とありますが、監理業務の実績ではなく「実施設設計」の実績でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
17	実施方針		(エ)運営業務に当たる者	11	2	(4)	ウ	(エ)			運営業務は、複数の企業での構成を検討しています。1社は構成員、もう1社は協力企業で検討をしております。「運営業務に当たる者は、構成員」となっていますが、「構成員又は協力企業」としていただけないか。	実施方針【修正版】P11を参照してください。

No.	資料	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(英字)
18	実施方針		維持管理に当たる者	11	2	(4)	ウ	(オ)			維持管理企業の入札参加資格は役務提供で良いのか。また、維持管理企業が修繕に関わる場合には工事関係の入札参加者資格は必要か。	前段については、貴見のとおりです。後段については、不要です。
19	実施方針		著作権	13	2	(6)	ア				「県は、本事業の公表時及びその他県が必要と判断した場合には、落札者の提案書の一部または全部を無償で使用できるものとする」とありますが、一般市民からの情報公開請求に際し、事業者が当該情報公開によって権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張するものについては、栃木県情報公開条例第七条第三号に則り、非開示として頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	栃木県情報公開条例第7条第3号ただし書に該当する場合を除き、貴見のとおりです。
20	実施方針		SPCの設立等の要件	14	2	(7)	イ				SPCの住所を本施設とすることは可能でしょうか。	施設開所前の段階では不可とします。
21	実施方針		SPCの設立等の要件	14	2	(7)	イ				県の事前の承諾がある場合を除き、SPCの株式の譲渡等ができないことになっているが、承諾に関して条件等はあるのでしょうか。なお譲渡先は株式既保有者を想定しています。	譲渡の必要性により判断します。
22	実施方針		事業継続	16	6	(2)	ア	(イ)			長期契約事業であるため、構成員が債務超過等により事業継続が困難となった場合、県の承諾を得れば企業入替えが可能との認識で問題無いか。	貴見のとおりです。

No.	資料	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(英字)
23	実施方針	1	別紙1 経費負担の構成	18							要求水準書(案)P8 8 統括責任者の配置に「本事業の実施に当たり、事業者は、事業全体についての総合的な調整を行う統括責任者を配置し」と記載されていますが、当該統括責任者にかかる費用は、設計・建設段階においては「引渡し日までのSPCの運営費」、運営・維持管理段階においては「SPCの運営費」に含めるという理解でよろしいでしょうか。	県が支払うサービス購入料の区分の考え方については、貴見のとおりです。なお、事業者が行う費用の割り振りについては、事業者の提案に委ねます。
24	実施方針	1	経費負担の構成	18							県が実施する地元説明会は、どの程度の規模、実施回数を、具体的にお示しいただけますか。	要求水準書P41の⑤及びP47の⑤に記載のとおり、説明会等は必要に応じて実施しますので、現時点で具体的に示すことはできません。
25	実施方針	1	経費負担の構成	18							開所式、内覧会は、どの程度の規模、実施回数を、具体的にお示しいただけますか。	現時点で具体的にお示しはできません。詳細は、開業準備部会において協議することとします。
26	実施方針	1	経費負担の構成	18							※1光熱水費は、施設の利用面積等から負担割合を決定する。とございますが、「施設管理等に係る経費(施設利用以外の経費)」と「施設利用に係る経費」の割合を決定するというのでしょうか。	要求水準書(案)添付資料16を参照してください。
27	実施方針	2	環境リスク	19							土壌汚染等に関する調査は実施されていますでしょうか、また事業契約締結後に土壌汚染等が発覚した場合の費用負担及び金額算出に関してどのようにお考えでしょうか。	前段については、調査は実施していません。後段については、入札説明書等で示します。

No.	資料	別紙	タイトル	該当箇所						質問内容	回答	
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字			(英字)
28	実施方針	2	別紙2 リスク分担表 (案) 事業中止・延期・遅延リスク	19							「県の事由によるもの」は県のリスク、「事業者の事由によるもの」は事業者のリスクとされていますが、「要求水準書P10 (3) 埋蔵文化財」において、工事着工後に埋蔵文化財と思われるものを新たに発見したときは、現状を変更することなく速やかに県に報告するとともに、その取扱いについて県と協議を行う」と記載されており、当該理由に基づき事業の中止・延期・遅延が発生した場合は、事業者は予期せぬもののため、県のリスクとしていただけないでしょうか。	入札説明書等で示します。
29	実施方針	2	リスク分担表 (案)	19							不可抗力リスクで通常の見可能な範囲は事業者リスクとなっていますが、見可能な範囲とは、風水害、地震では、どの程度の水準になるのでしょうか。具体的にお示しください。(地震では、震度5弱以上など)	個別の事象ごとに協議の上、判断するものとします。
30	実施方針	2	リスク分担表 (案)	19							不可抗力リスクで、通常見可能な範囲とは、災害ではどの程度の規模なのか、お示しいただけますか。	No.29の質問回答を参照してください。
31	実施方針	2	リスク分担表 (案)	19							用地の瑕疵リスク 県が提示した資料等により通常予測可能な用地の瑕疵に関するものが事業者リスクとなっておりますが、通常予測の基準をお示し下さい。	個別の事象ごとに協議の上、判断するものとします。
32	実施方針	2	リスク分担表 (案)	19							用地の瑕疵リスクに於いて、「通常予測可能な」との表記がありますが、「通常」の内容を定義付け下さい。	No.31の質問回答を参照してください。
33	実施方針	2	リスク分担表 (案)	19							用地の瑕疵リスクで、通常見可能な範囲とは、用地の瑕疵とは、具体的にはどのようなものか、お示しいただけますか。	No.31の質問回答を参照してください。

No.	資料	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答
				頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
34	実施方針	2	リスク分担表 (案)	19							物価変動リスクで、サービス購入料改定の基準となる、一定の指標を具体的にお示しいただけますか。	入札説明書等で示します。
35	実施方針	2	リスク分担表 (案)	20							需要リスクで、利用料金等収入の想定を行った、基準をお示しいただけますか。	事業者が当初想定した利用料金等収入を下回った場合でも、県は負担しないということであり、基準を示す予定はありません。
36	実施方針	2	リスク分担表 (案)	20							※1事業者は、一定の割合若しくは、一定額を負担するとありますが、一定割合はどの程度を想定しているのでしょうか。	入札説明書等で示します。